

制定 平成12年8月1日
改正 平成17年9月1日

常勤役員の退任慰労金等に関する内規

第1条 社団法人 日本メタル経済研究所の常勤役員が退任した場合は、この内規により退任慰労金を贈る。

第2条 常勤役員が退任した場合の退任慰労金の額は、次により算定した額とする。

$$\frac{\text{在任期間中の報酬総額}}{\text{役員在任期間(月数)}} \times 20 / 100 \times \text{役員在任期間(月数)}$$

第3条 役員在任期間は、常勤役員として引き続き在任した期間とする。

2 前項の規定による役員在任期間は、常勤役員となった日の属する月から、退任した日の属する月までとする。

第4条 役員在任期間が1年に満たない場合の退任慰労金の額及び無報酬の役員在任期間に対する退任慰労金の額は、その都度理事会で詮議の上決定する。

第5条 第2条から第4条までの規定は、事務局長に支給する退職金について準用する。

附 則

この内規は、平成12年6月1日以降の常勤役員及び事務局長(同日現在在任する常勤役員及び事務局長を含む。)に対し適用する。